

フランス語の分離不可能所有者与格と拡大与格

井口容子

1. 自動詞構文における分離不可能所有者与格と拡大与格

1.1. 分布の相違

フランス語の与格補語を伴う構文のうち、次のようなものを「拡大与格」と呼ぶ。

(1) a. Il lui a cassé sa vaisselle.

‘He broke her plate on her.’

b. Elle lui a tué sa femme.

‘She killed his wife.’

(Kayne 1977)

一方、次の(2)にみられるような与格は「分離不可能所有者与格 (datif de la possession inaliénable; 以下、「P I 与格」と略記する)」と呼ばれる。

(2) a. Il lui a cassé le bras.

‘He broke his arm.’

b. Il lui a lavé les cheveux.

‘He washed her hair.’

拡大与格とP I 与格の構文は、動詞によって論理的に選択された項ではない名詞句を、与格補語として文中に組み込んでいる、という点で共通している。だがこの二つの与格の分布には、かなり違いがあるように思われる。P I 与格の方が、許容される構文の範囲が拡大与格よりも広いのである。

拡大与格と P I 与格の相違が最もきわだっているように思われるのが、自動詞構文の場合である。

(3) a. *L'impôt sur le revenu lui a augmenté.

'The income tax increased on him.'

(Authier & Reed 1992)

b. *Sa femme lui est morte.

'His wife died'

(Kayne 1977)

c. *Son bébé lui a pleuré toute la nuit.

'Her baby cried all night.'

(井口 1991)

(3)が示すように、非対格動詞 ((3a), (3b))、非能格動詞 ((3c)) いずれの場合においても、拡大与格は許容されない¹⁾。

これに対して、P I 与格は、自動詞構文の例も多い。

(4) a. La petite boule de neige lui a fondu sur l'épaule.

'The small snow ball melted on his shoulder.'

(井口 1991)

b. Les insectes lui couraient sur les jambes.

'The insects were running all over her legs.'

(Kayne 1977)

(4a) は非対格動詞、(4b) は非能格動詞の例であるが、いずれにおいても P I 与格は許容される。

1.2. 身体部位名詞が主語の場合

しかしながら、注意深く観察すると、次のような例がみとめられる。

(5) a. *La peau lui a rougi.

'His skin got red.'

b. *?Le bras lui a enflé.

‘His arm is swollen.’

(以上, Kayne 1977: 292)

身体部位の所有者としての与格は、一般に容認可能性が高いのに、(5a-b) に関しては容認可能性が著しく低くなっている、というのは注目に値する。

拡大与格、P I 与格に共通して課せられる意味的制約として、「受影性の条件 (affectedness condition)²⁾」という概念がしばしば言及される。これは、与格の表す人物は、動詞によって記述される出来事によって、何らかの影響を受けねばならない、とするものである。(5a-b) はこの受影性の観点からは、全く問題はないはずである。(5a-b) の動詞は、いずれも状態変化を表す非対格動詞であり、変化を被る対象は身体部位名詞である *La peau, Le bras* である。したがってこれらの文における与格の指示対象の受影性はかなり高いはずである。にもかかわらず、これらの文の容認可能性は非常に低い。身体部位名詞の所有者としての与格であり、受影性も高いのに、なぜこれらの文は許容されないのか。与格の問題を考える上で、(5a-b) は非常に重要な意味をもつ例文であると思われる。

ここで (5a-b) においては、身体部位名詞が主語になっているということに注目したい。同じ非対格動詞の例でも、身体部位名詞を前置詞句中にもつ(4a)が許容されているのと対照的である。次の(6)は「状態動詞 (state verb)」の例であるが、この場合にも、身体部位名詞を主語にもつ(6a)が非文であるのに対し、前置詞句内にもつ(6b)は許容される。

(6) a. **Le bras lui a adhéré au mur.*

‘His arm stuck to the wall.’

(Kayne 1977: 292)

b. *Ce plat m’est resté sur l’estomac.*

this dish DAT remained on the stomach

‘I did not digest this dish at all.’

(Legendre 1989)

ところで、身体部位名詞を主語とする場合、P I 与格が全く許容されな

いわけではない。(7)はその例である。

(7) a. La tête lui tourne.

the head DAT spins

‘He feels giddy.’

b. La barbe lui devint plus longue.

‘His beard became longer.’

(林 1998)

c. Le cœur lui battait.

‘His heart pounds.’

(Kayne 1977)

ただ、身体部位名詞を主語とする、P I 与格の例は、それほど多くはない。しかも、成句的な性格をもつ (7a) のような例を除いては、インフォーマントの間で容認可能性の判断が分かれるものが多い。(7b), (7c) に関しては、筆者がインフォーマント三人に尋ねた結果は、それぞれ[可：0, 疑：1, 不可：2], [可：1, 疑：2, 不可：0]であった。身体部位名詞を前置詞句中にもつ、(4b), (6b) の容認可能性の高さに比べると、明らかに違いがある。またインフォーマントの一人は (7b) を文語的であると言い、また他の一人は (7c) を古語的な印象があると指摘した。

本稿においては、このような身体部位名詞を主語としてもつ場合に注目して検討をすすめていきたい。

2. 「他者」に及ぶ出来事

Kayne (1977) は、(5a-b), (6a) に関して ((8)として再掲する)、(9)のように *faire* に埋め込まれて使役構文の形をとる場合には、分離不可能所有者与格が許容されるという、興味深い指摘を行なっている。

(8) a. *La peau lui a rougi. (=5a)

b. *?Le bras lui a enflé. (=5b)

c. *Le bras lui a adhéré au mur. (=6a)

(9) a. Le soleil lui a fait rougir la peau.

‘The sun made his skin red.’

b. Les cachets lui ont fait enfler le bras.

‘The pills made his arm swell.’

c. On lui a fait adhérer le bras au mur.

‘They made his arm stick to the wall.’

(以上、Kayne 1977: 292)

Kayne (1977)によるこの指摘は、身体部位名詞が主語のとき、何故与格の容認可能性が低くなるのか、という問題に対して重要な示唆を与えるものであると思われる。(8)が非文もしくは著しく容認可能性の低いものであるのに、(9)は全く問題なく許容されるということは、P I 与格の認可においては他動性が関与的であることを感じさせる。身体部位そのものが動詞の表わす出来事 (event) によって変化を受けるだけではP I 与格は認可されない。たとえば(9a)の *le soleil* のような、外的な動作主もしくは起因者の存在が必要なのである。

与格が認可されるのは、ある者（あるいは物）の行為が「他者」に対して何らかの変化を生ぜしめる、あるいは（多くの場合不快な）影響を与える場合なのである。(8)のように変化の主体である身体部位そのものが主語であり、出来事 (event) が「他者」に及んでいない場合は認可されない。

この「他者」が最も端的にあらわれるのが、(2)のような、他動詞が身体部位を直接目的語としてとる構文である。

(9)のような文における「faire+非対格動詞」の連鎖は、*périphrastique* な他動詞と考えることができる。

また、述語が自動詞の(4a)(10)として再掲のような例は、次のように説明することができる。

(10) La petite boule de neige lui a fondu sur l'épaule. (=4a)

この文では、「小さな雪の玉がとける」という出来事が「他者」である

lui なる人物の肩に及んでいる。このように述語の表す出来事によって、状態変化なり、影響なりを受ける身体部位が、主語名詞句とは異なる「他者」のものであるならば、自動詞構文であっても、与格は認可されるのである。

ところで(8)-(9)の間にみられるコントラストは、身体部位名詞を含まない、一般の拡大与格においてもみとめられる。

(11) a. **Ma voiture m'a disparu.*

'My car disappeared.'

b. **Son chien lui mourra.*

'His dog died.'

c. *Ils m'ont fait disparaître ma voiture.*

'They made my car disappear.'

d. *On lui fera mourir son chien.*

'We'll make his dog die.'

(以上、Kayne 1977: 291)

(11c-d)における *faire disparaître*, *faire mourir* は、(9)の場合と同様、*périphrastique* な他動詞と考えることができる。このことは拡大与格の認可においても、「他者に及ぶ出来事」という条件が働いていることを示唆する。ことばをかえれば、この条件は、拡大与格、P I 与格に共通してみとめられる条件であるということになる。

以上、拡大与格、P I 与格ともに、「他者に及ぶ出来事」という条件が働いているということを見てきた。ここで問題となるのは、それではなぜ、「他者」に及ぶ出来事でないといけないのか、ということである。ことばをかえれば、出来事をひきおこす *entity* と、それによって影響を被る *entity* が、なぜ互いに独立した、「別のもの (*distinct*)」でなければならないのか、ということである。この点に関して、与格に関するもうひとつの構文、「受益構文 (*benefactive construction*)」を分析した Shibatani (1996) は、非常に興味深い示唆を含むものであるように思われる。次節において

は、この Shibatani の分析をみてみたい。

3. Shibatani (1996) の「give」スキーマ

Shibatani (1996) は、認知言語学的な視点から、「受益構文 (benefactive construction)」の類型論的分析を行なっている。「受益構文」とは、次の (12a) の英語の文を代表例とするような構文である³⁾。

(12) a. John bought Mary a book.

b. Cf. John bought a book for Mary.

この構文の特徴は、受益者 (beneficiary) が、項 (argument) として文に組み込まれているというところにあり、この点において受益者が付加詞 (adjunct) にすぎない(12b)とは異なる。日本語の受益構文は(13a)のような文であり、受益者が項のステイタスをもたない(13b)と対照される。

(13) a. Boku wa Hanako ni hon o kat-te yat-ta.

b. Cf. Boku wa Hanako no tame ni hon o kat-te yat-ta.

受益者は、英語、インドネシア語のように二重目的語構文の第一目的語として実現される場合と、ドイツ語、日本語のように間接目的語 (与格) として実現される場合がある。フランス語もこの後者のタイプであり、(14)のような文が、例としてあげられるだろう。

(14) Jean lui a offert des fleurs.

'Jean sent her flowers.'

受益構文はどんな動詞とも共起するというわけではない。たとえば英語では、(12a)や次の(15a-b)のような場合は可能であるが、(16a-b)は非文である。

(15) a. Maurice sent Mary a book.

b. Maurice taught Mary French.

(16) a. *I opened Mary the door.

b. *I swept Mary the garden.

どのような述語が受益構文を許容するか、ということに関しては、言語

によって違いがみられる。たとえば英語の(16a)が非文であるのに対して、ドイツ語の(17)は受益構文として許容される。

(17) Otto öffnet Karin die Tür.

open the door

'Otto opens the door for Karin'

Shibatani (1996) は、このような言語間での受益構文の分布の相違 (cross-linguistic variation) や、(15)-(16)にみられるような一言語内での許容度の違いは、当該言語において 'give' の意を表す動詞の構文 (たとえば英語の場合は、*John gave Mary a book* という文にみられる構文) を「スキーマ」とみなすことにより、説明することができるとしている。すなわち *give* に相当する動詞の構文に、意味的、形態・統語的に近ければ近いほど、受益構文として受け入れられる、というのである。典型例からの拡張 (extension) をどこまで許容するかは、言語によって異なる。たとえば(17)を許容するドイツ語は、英語に比べて拡張に関してより寛容であるといえることができる。

Shibatani (1996) が示す「'give' スキーマ」の特性は次のようなものである。

(18) Shibatani (1996) の「'give' スキーマ」

Structure: [NP₁ NP₂ NP₃ GIVE]

NP₁=coded as a subject

NP₂=coded either as a primary object or as a dative indirect object

NP₃=coded either as a secondary object or as a direct object

Semantics: NP₁ CAUSES NP₂ TO HAVE NP₃; i.e.

NP₁=human agent, NP₂=human goal, NP₃=object theme

NP₂ exercises potential possessive control over NP₃

NP₁ creates the possessive situation on behalf of NP₂

(Shibatani 1996: 173-174)

Shibatani (1996) の「give スキーマ」による分析は、与格（英語などの場合には第一目的語）が「受益者」として解釈される場合を対象としたものであり、フランス語の拡大与格や P I 与格の多くがそうであるような、「被害者」としての意味 (malefactive reading) をもつ場合を対象としたものではない。だが本稿の分析対象であるフランス語の両構文に関しては、「give スキーマ」によって説明できる部分がかかなりあるように思われる。次節においてはこの点を検討してみたい。

4. フランス語の与格と「give スキーマ」

4.1. 主語名詞句と与格の指示対象の独立性

本稿 2 節において、拡大与格、P I 与格ともに課せられる制約として、述語によって表される出来事が、「他者」に及ぶものでなくてはならないということのみてきた。一般に許容度が高いはずの P I 与格も、出来事によって影響を受ける対象である身体部位名詞が主語の場合は、容認可能性が著しく低くなるのである。

「give スキーマ」は、構造的には NP_1, NP_2, NP_3 という三つの名詞句を要求する。そしてこの三つの名詞句には、それぞれ $NP_1 = \text{human agent}$, $NP_2 = \text{human goal}$, $NP_3 = \text{object theme}$ という形で、異なる意味役割が与えられる。つまり典型的な与格構文には、出来事が直接及ぶ対象の NP_3 , NP_3 と所有の関係を有する NP_2 以外に、これらとは独立した存在 (entity) である、動作主の NP_1 が必要なのである。(8a-c) のような身体部位名詞を主語とする例文は、このような意味での NP_1 が欠落している。他者に対して行為を行なう、外的動作主である NP_1 が欠落しているのである。そして(9)のような形で外的動作主（もしくは外的起因者）が補われ、この欠落が埋められた場合には、ただちに与格は許容される。身体部位名詞を含まない、一般の拡大与格の例である(11a-b)と(11c-d)の間のコントラストに関しても、同様のことがいえる。

林 (1998) は、「二次叙述 (prédication secondaire)」の概念を用いて、拡大与格と分離不可能所有者与格の統一的説明を行なっている。これによると、与格を許容する構文のプロトタイプのものは、語彙概念構造 (Lexical Conceptual Structure) が、[x ACT ON y] CAUSE [y BECOME [y BE AT z]] という形で記述されるものであり、与格は CAUSE の右辺の [BECOME...] と表される二次叙述の部分と関係を結ぶ、としている。この林 (1998) の分析は、左辺に [x ACT ON y] を必要とする、という点において、直感的な部分で我々の分析と共通するものがある。外的な動作主xの存在を想定するものといえるからである。

4.2. Transitivity effect

Shibatani (1996) は、受益構文は自動詞とは共起しにくいという強い傾向が、通言語的 (cross-linguistically) にみとめられる、と指摘する。

(19) a. 英語

*I danced Mary.

b. インドネシア語

*Saya menari-kan Ana.

I dance-BEN

'I danced for Ana'

(Shibatani 1996)

フランス語の拡大与格の場合も、これに似た傾向がみとめられる。1節においてみた、(3a-c)のように、拡大与格は自動詞とはほとんど共起しない。だがP I 与格に関しては、(4a-b)のように、自動詞の例も多い。(これらの例文を(20), (21)として再掲する。)

(20) a. *L'impôt sur le revenu lui a augmenté. (=3a)

b. *Sa femme lui est morte. (=3b)

c. *Son bébé lui a pleuré toute la nuit. (=3c)

(21) a. La petite boule de neige lui a fondu sur l'épaule. (=4a)

b. Les insectes lui couraient sur les jambes. (=4b)

ところで次の(22)をみてみよう。

(22) a. Le chiot lui a pissé dans ses laitues.

‘The puppy pissed in her/his lettuce.’

b. Les gosses lui ont gribouillé sur tous les murs.

‘The kids scribbled on all walls (?on her).’

(以上、Barnes 1985)

(22a-b)は、身体部位名詞を含まない、一般の拡大与格である。それなのに、*pisser*, *gribouiller* という自動詞とともに用いられている。これらの例と(20a-c)の違いはどこにあるのだろうか。

ここで注目したいのが、*dans ses laitues*, *sur tous les murs* という前置詞句の存在である。これらの文において、レタスや壁というのは、行為によって直接的、具体的影響を受ける対象である。(22)の二例が示唆するのは、行為の直接的対象となる名詞句が、文中に明示的に存在している場合には与格は許容されるのではないか、ということである。他動詞の場合には、いうまでもなく直接目的語がこの名詞句にあたる。直接目的語をもたない自動詞の場合には、(22a-b)のように、前置詞句内に含まれる名詞句という形で明示的にされた場合のみ、与格が許容されるのである。

(21)のような文においてP I 与格が許容されるのも、同じ条件によるものということができる。P I 与格の場合は、身体部位名詞が具体的影響を受ける対象として文中に存在している、ということができるからである。

Shibatani (1996) の「‘give’ スキーマ」に適合するためには、三つの名詞句が必要である。(20a-c)は、三番目の名詞句、NP₃ が欠けているため非文となる。ただ、フランス語の拡大与格、P I 与格の場合は、その NP₃ が必ずしも直接目的語として実現される必要はない。つまり文中に明示的に存在さえしていれば、前置詞句中に含まれる名詞句であってもかまわない、ということになる。したがって「‘give’ スキーマ」のかなりゆるやかな適用例であるということができる。

4.3. 「所有」の概念

Shibatani (1996) の「give」スキーマによると、「NP₁ は、NP₂ がNP₃ を所有する関係をつくりだす」ということになる ((18)参照)。

フランス語の与格構文の場合はどうだろうか。一般に拡大与格、身体部位所有者与格 (P I 与格) とよばれているものは、与格が受益者として解釈される場合 (benefactive reading) と、被害者として解釈される場合 (malefactive reading) の両方を含んでいる。このうち、次の(23)にみられるような受益者として解釈される例は、まさに Shibatani (1996) のいう「受益構文 (benefactive construction)」に相当するものであるということができる。

(23) a. On lui a construit une maison.

‘They built a house for him.’

b. Elle lui a mis une écharpe autour du cou.

‘She put a scarf around his neck.’

(以上、Kayne 1977)

問題は、拡大与格、P I 与格の多くがそうであるような、与格が被害者として解釈される場合である。ここで考慮に入れたいのが、次の構文である。

(24) a. On lui a volé son passeport.

‘They stole his passport.’

b. Le voleur lui a arraché son sac.

‘The thief snatched her bag.’

(ロワイヤル仏和中辞典)

voler, *arracher*, *prendre*, *enlever* 等の一連の動詞は、直接目的語と与格補語の二つをとる動詞であるが、これらにおける与格は、主題役割 (thematic role) のレベルでいえば、「到達点 (goal)」ではなく「起点 (source)」の役割をになう。出来事 (event) に対するかかわりかた、という観点からい

えば、「受益者」ではなく「被害者」であるということができる。これらの動詞の構文は、*donner* 'give' や *offrir* 'send' といった動詞の構文に対して、ちょうど鏡に映った像のような関係にあるのである。「所有」に関していえば、*donner* に代表される動詞の場合は、NP₁ (主語名詞句) が、[NP₂ (与格) が NP₃ (直接目的語) を所有する] という状況をつくり出す、というものであった。*voler*, *arracher* 等の場合は、これとは逆に、NP₂, NP₃ の間にすでに存在する所有の状況を、NP₁ が打ち砕くということになる。

拡大与格、P I 与格の場合にも、これに似た状況が指摘できる。拡大与格の構文は、与格の表す人物と直接目的語との間に、所有の関係がある場合に許容されやすい。P I 与格の場合は、いうまでもなく、身体部位名詞と与格の指示対象との間に所有関係がある。そしてこの両構文によって表される事象は、与格で表された人物の所有物を破壊したり、損傷を与えたりすることによって、「所有」の関係そのものをあやうくしてしまう意味合いをもつものが多い。逆のイメージ、マイナスのイメージではあるが、やはり「所有」の概念に密接にかかわっているといえるのである。

5. 身体部位名詞が主語でも、P I 与格が許容される場合

5.1. 「内的エネルギー」

我々は、2節、4節において、身体部位名詞が主語になっている場合には、P I 与格が容認されにくいという現象をみてきた。だが1.2.節でも指摘したように、身体部位名詞が主語であっても、P I 与格の容認可能性の高い、次のような例も存在する。

(25) a. Le cœur lui battait. (=7c)

b. La tête lui tourne. (=7a)

c. La main lui démange.

'His hand itches.'

(Kayne 1977)

(26) La barbe lui devint plus longue. (=7b)

(27) Les dents lui poussèrent sans qu'il pleurât une seule fois.

'He got his teeth without crying even once.'

(Le Bidois 1968)

本稿においては、(25)-(27)のような例を、動詞の意味的特性によって説明したい。ここで注目したいのが、「非対格性 (unaccusativity)」およびそれと密接な関係にある、Levin & Rappaport Hovav (1995) が「内的原因による出来事／外的原因による出来事 (internally caused event / externally caused event)」という意味的対立である。Levin & Rappaport Hovav は、一項述語動詞の「非能格／非対格」のステイタスを決定するリンキング規則において、重要な役割を果たすものとしてこの対立をあげているのであるが、この意味特性はわれわれが論じている与格の問題にも重要な意味をもつものであると思われる。

「内的原因による出来事」の典型的な例は、*speak*, *play* のような「動作主」を主語としてとるタイプの自動詞である。だが「内的原因による出来事」のすべてが動作主的 (agentive) であるわけではない。*The cactus blooms* というような文にみられる *bloom* や、Levin & Rappaport Hovav (1995) が「放射動詞 (verb of emission)」とよぶ *clang*, *glitter* 等の動詞は、動作主を主語としてもつわけではない。だがこれらの動詞が表す出来事は、主語である項に内在する何らかの特性によって引き起こされているのである。この意味において、これらの動詞も「内的原因による出来事」を記述するものであるということが出来る⁴⁾。

Levin & Rappaport Hovav (1995) は、意味的構造と統語的構造を結びつける4種のリンキング規則を提案している。このうち、“Immediate Cause Linking Rule”によると、動詞の表す出来事を引き起こす直接的原因となる項は、その動詞の外項 (external argument) である、ということになる。したがって、上記のような内的原因を表す出来事を表す動詞の主語はこれに該当することになり、これらの動詞は、他のリンキング規則に

妨げられない限り、非能格動詞のステイタスをもつということになる⁵⁾。

さて P I 与格の構文である(25)-(27)にもどると、これらの文が表す出来事は、いずれも「内的原因による出来事」としての性格が強いといえることができるものである。(26), (27)の「ひげがのびる」、「歯が生える」というのは、状態変化を表す出来事ではあるが、Levin & Rappaport Hovav (1995) が例としてあげている *bloom* 同様、主語である項に内在する特性によって引き起こされるものなのである。したがって非対格性も低い。(25a-c)における動詞は、いずれも「変化」を記述するものではなく、語彙的アスペクトの点からいっても未完了的である。これらは非能格動詞であるといえる。

これらの点を考えあわせると、動詞が「内的原因による出来事」を表す場合、ことばをかえれば動詞の「非対格性」が低い場合には、身体部位名詞が主語であっても P I 与格は許容されやすいといえることができる。

「非対格性」の観点からの P I 与格の分析といえば、König & Haspelmath (1998) が、外的所有者 (external possessor) を許容するのは非対格動詞ではないか、という見解を示している (pp. 546-547)。だが我々の考察によると、これとは逆にむしろ非対格性の低い動詞、いってみれば「非能格性」の高い動詞の方が、少なくとも身体部位名詞が主語の場合に関しては、P I 与格を許容しやすいということになる。どのような動詞を「非対格」とみなすかという点に関しては、研究者の間で必ずしも意見は一致していない。我々は先に引用した Levin & Rappaport Hovav (1995) による、4種のリンキング規則に基づく規定が最も妥当なものではないかと考える。その観点からすると、König & Haspelmath が非対格動詞とみなしている例にも、むしろ非能格とみなすべきものが含まれているように思われる。

それではなぜ、「内的原因による出来事」の場合には、P I 与格の容認可能性が比較的高くなるのであろうか。我々はこの問題は、4節で示した「give」スキーマに基づく分析の延長線上においてとらえることができるものであると考える。「意図的 (volitional)」でこそないが、主体自らの

内的なエネルギーによって引き起こされる事象というのは、メタフォリックな意味において agentive event の連続線上にあるものであるということが出来る。[NP₁ NP₂ NP₃ GIVE] における NP₁ は、自ら行為を行う主体である動作主 (agent) である。内的原因による出来事を表す動詞の主語は、少なくとも外的原因によって引き起こされた状態変化を記述する非対格動詞の主語に比べると、このスキーマにおける NP₁ に近いものであるということが出来る。

5.2. 身体部位名詞の自立性

(26), (27) のような例に関しては、次のように考えることも出来る。これらの文の主語の「鬚 (*barbe*)」や「歯 (*dents*)」というものは、「腕」や「足」などとは異なり、身体部位名詞の中でも自立性の高いものであるということが出来る。次の(28)の「髪 (*cheveux*)」に関しても、同じことが言えるだろう。

(28) *Les cheveux lui descendent de la tête aux pieds.*

‘Her hair descends from head to foot.’

(Guéron 1984)

鬚や髪がのびるという現象、子供の歯が生えてくるという現象は、もちろん生物学的には主体である人間から切り離して扱えるものではないが、日常的な感覚としては、あたかもそれ自身の内的エネルギーによって成長しているような印象を与えるものである。そしてこの「日常的な感覚」というものは、しばしば言語に興味深い反映をみせる。

さらにこれらの部位は、その所有者からの分離も比較的容易に行われる。髪を切る、あるいは鬚を剃るというのはごく一般的な行為であるし、歯に関しては、特に子供の乳歯の場合など、自然に抜け落ちてしまうという経験を誰もがもっている。これに対して「腕」や「足」の場合は、切り離してしまうなどということは、日常的にはまずありえない。

これらの例においては、鬚や髪、あるいは歯は、その所有者とは独立し

た存在 (entity) としてとらえられやすいということができる。そのため「所有者」は、これらの身体部位をめぐる起こる出来事に、「他者」としてかわり、影響を受けることになる。このように考えてくると、(26), (27) は、身体部位名詞を直接目的語としてもつ典型的な P I 与格の構文と、意味的にかなり共通する点があるということができる。

2 節でみた非文の例(8a) ((29)として再掲) は、(30)のように *sur le dos* ('on the back') を付加すると、かなり容認可能性が高くなる。

(29) *La peau lui a rougi. (=8a)

(30) ?La peau lui a rougi sur le dos.

これは、*sur le dos* を付け加えたことにより、与格が前置詞句中の *le dos* との間に所有の関係をとり結ぶことになると同時に、主語の *la peau* が、独立した存在 (entity) として、より一層認識されやすくなったためといえる。(30)は、次の(31)のような文に近いステイタスをもっているということができる。

(31) Le sang lui a monté à la tête.

the blood DAT rose to the head

'He got all excited.'

6. 結 語

以上、フランス語の拡大与格と P I 与格について考察してきた。これらの与格が許容されるためには、次の二つの意味的な条件がかかっているものと思われる。一つは述語によって表される出来事 (event) の「始発点」に関するものであり、もう一つは出来事の「終着点」に関するものである。始発点においては、広義の *agentivité* ともいうべきものが要求される。これは「事象をひきおこす内的エネルギー」ということができるだろう。他方、終着点においては、それが「他者」に及ぶものでなくてはならない。自己完結的な行為ではだめなのである。

この両方の条件を満たしている場合は、文句なしに与格は許容される。だがどちらか一方のみの例もある。5節においてみた(25)-(27)は、前者の「始発点」に関する条件のみを満たす例といえるし、(10)は後者の「終着点」に関する条件のみを満たす例といえる。

この二つの意味的条件のいずれかを満たすということは、フランス語において、出来事の間接的関与者としての与格が許容されるための最低限の必要条件であるように思われる。この二つのいずれもが満たされない場合には、例文(5a-b), (6a)のように、身体部位名詞の所有者と解釈されうる場合でも、与格は拒絶されるのである。

そしてこのような条件が課される理由として、与格構文の雛形ともいべきイメージの存在が指摘されるだろう。与格補語を伴う構文の、最も中心的、典型的なものは、*give* に相当する概念を表す動詞の構文であるといえる。このスキーマから遠く離れれば離れる程、与格の許容度は低くなる。フランス語の場合は、上記の二つの意味的条件の少なくとも一方を満たすというのが、許容される拡張の限界となっているものと思われる。

[注]

インフォーマントは、Claude LEVI ALVARES 氏、Christian LE DIMNA 氏、Jean-Christian BOUVIER 氏にお願いした。心から御礼申し上げる。

- 1) 自動詞構文の拡大与格の例が全くないというわけではない。この点に関しては、4.2節において詳述する。
- 2) 「受影性」という訳語は、林(1998)によるものである。
- 3) 例文(12)-(13), (15)-(17)は、いずれも Shibatani (1996) によるものである。
- 4) 「内的原因／外的原因」の区別は、必ずしも厳密に線を引きうる性格のものではない。Levin & Rappaport Hovav (1995) によると、たとえば「とける (*melt*)」という現象を内的原因／外的原因のいずれによるものと捉えるかというのは言語によって異なる。そしてその選択は、当該言語において「とける」を意味する自動詞形と「とかず」を意味する他動詞形のどちらが形態的により基本的であるかという、文法的事実に反映されるのである。

- 5) Levin & Rappaport Hovav (1995) の、4種のリンキング規則は、次のものである。
“Immediate Cause Linking Rule”, “Direct Change Linking Rule”, “Existence Linking Rule”, “Default Linking Rule”。

[参考文献]

- Authier, J. M. & L. Reed (1992): “Case Theory, Theta Theory, and the Distribution of French Affected Datives”, in *The Proceedings of the Tenth West Coast Conference on Formal Linguistics*: 27-39.
- Barnes, B. K. (1985): “A Functional Explanation of French Datives”, *Studies in Language* 9-2: 159-195.
- Guéron, J. (1985): “Inalienable Possession, PRO-Inclusion and Lexical Chains”, in Guéron, J., H. -G. Obenauer, J. -Y. Pollock(eds.), *Grammatical Representation*, Foris, Dordrecht: 43-86.
- 林博司 (1998): 「二次述語構文と拡大与格」, 『国際文化学研究』, 神戸大学国際文化学部: 61-94.
- 井口容子 (1991): 「Jean lui a cassé sa vaisselle/ le bras にみられる与格について」, 『フランス語学研究』, 第25号, 日本フランス語学会:77-79.
- Kayne, R. S. (1977): *Syntaxe du français*, Seuil, Paris.
- König, E. & M. Haspelmath (1998): “Les constructions à possesseur externe dans les langues d'Europe”, in Feuillet, J. (ed), *Actance et valence dans les langues de l'Europe*, Mouton de Gruyter, Berlin: 525-606.
- Le Bidois, G. & R. Le Bidois (1968): *Syntaxe du français moderne*, Auguste Picard, Paris.
- Legendre, G. (1989): “Unaccusativity in French”, *Lingua* 79: 95-164.
- Levin, B. & M. Rappaport Hovav (1995): *Unaccusativity*, MIT Press, Cambridge, MA.
- Shibatani, M. (1996): “Applicatives and Benefactives: A Cognitive Account”, in Shibatani, M. & S. A. Thompson (eds), *Grammatical Constructions*, Oxford University Press: 157-194.

Le datif de la possession inaliénable et le datif étendu en français.

Yoko IGUCHI

Le datif étendu et le datif de la possession inaliénable ont en commun d'être un argument qui n'est pas sélectionné par le prédicat.

Dans cette étude, nous commençons par analyser une des constructions du datif de la possession inaliénable où la partie du corps est encodée comme le sujet de la phrase:

(i)a. *La peau lui a rougi.

b. *Le bras lui a adhéré au mur.

(Kayne 1977)

Il est remarquable que le datif soit refusé dans ces phrases, car, en général, le datif possesseur inaliénable peut apparaître assez aisément dans des contextes variés.

Nous expliquons l'agrammaticalité de ces phrases en supposant les deux contraintes qui pèsent aussi bien sur le datif possesseur inaliénable que sur le datif étendu. Premièrement, celui qui cause l'événement et celui qui le subit doivent être des entités distinctes. Deuxièmement, le sujet de la phrase doit être doué d'«agentivité» au sens large.

Les phrases en (i) sont inacceptables, puisque il n'existe pas d'actant distinct qui cause l'événement. De plus, le sujet de ces phrases n'est nullement agentif.

Nous expliquons la raison d'être de ces contraintes en invoquant l'hypothèse de «'give' schema» proposée par Shibatani (1996). La construction canonique contenant le complément datif est celle du verbe *donner*. Nos deux constructions au datif doivent satisfaire au moins une des deux conditions proposées ci-dessus pour qu'elles demeurent assez proches, syntaxiquement et sémantiquement, de la construction-'donner'.